

瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月23日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第2号

瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年瀬戸市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 1 <省略> <u>(給料表改定の効力発生時期の特例)</u> 2 <u>第4条(第20条第4項の規定により適用する場合を含む。)</u> の規定により給与条例第4条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第1項の規定を準用する場合において、 <u>給与条例第4条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する給料表の改定が行われるときにおける会計年度任用職員の給料及び報酬についての当該改定の効力は、当該改定に係る各条例の規定にかかわらず、当該各条例の施行の日の属する年度の翌年度の4月1日(当該各条例の施行の日が4月1日であるときは、その日)から生ずるものとする。</u>	附 則 (施行期日) 1 <省略>

(瀬戸市旅費条例の一部改正)	(瀬戸市旅費条例の一部改正)
<u>3</u> <省略>	<u>2</u> <省略>
(瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部改正)	(瀬戸市職員の退職手当に関する条例の一部改正)
<u>4</u> <省略>	<u>3</u> <省略>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の附則第2項の規定は、施行の日以後に任用された会計年度任用職員の給料について適用し、施行の日前に任用された会計年度任用職員の給料については、なお従前の例による。